

令和7年8月29日
北猟第 29 号

各 支 部 長 様

一般社団法人北海道猟友会
会 長 堀 江 篤

ヒグマの緊急銃猟制度への対応について

貴職におかれましては、日頃から支部、部会と市町村との調整業務に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、最近、ヒグマが「人の日常生活圏」に出没する事例が多く発生しております。環境省では、従来銃猟を禁止していた日常生活圏で銃猟を実施できるように「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）を改正いたしました。

この改正法は、令和7年4月18日に交付され9月1日から施行されます。7月下旬には、別添のとおり、環境省から詳細な「緊急銃猟ガイドライン」が発表されており、市町村長が行う安全対策や他損事故の損失補償を柱とした説明と、一定の捕獲技術を有する狩猟者に捕獲業務を委託できることが示されております。

このことから、市町村長は、緊急銃猟の体制整備のため、銃猟を委託する捕獲者を選定し、研修、机上及び実地訓練等を実施することとなります。

なお、市町村長からの委託については、応諾義務がないことから支部や狩猟者の判断で受託を断ることも想定されております。【ガイドラインP66】

つきましては、今後市町村長から銃猟による捕獲者としての委託について、受託の意向を打診された場合は、別紙の留意事項を確認の上、受託（応諾）を判断されますようお願いいたします。

また、危険を伴う業務を請け負うことから、受託される場合は、委託契約を締結して、出動の基準、受託者の補償、所要経費の負担等を明らかにすることを推奨いたします。

※ 送付資料

- 1 緊急銃猟ガイドライン(124頁)
- 2 (参考)緊急銃猟の委託の考え方(1頁)

追記

国(環境省)では、人の日常生活圏に出没したヒグマの対応について、中・長期的には、公的な組織や機関等が対処する体制の確保が必要であるとしております。【ガイドラインP66】

〒060-0806
札幌市北区北6条西6丁目第2山崎ビル3F
TEL 011-747-2006 FAX 011-727-3020
E-mail ryoyukai@dream.ocn.ne.jp

緊急銃猟に関する捕獲者の留意事項

1 緊急銃猟の実施要件

次の4つの要件に基づいて、市町村長が実施を判断する。

- ① ヒグマが人の日常生活圏において、住居等、広場、乗物等に侵入、又は侵入する恐れがある。
- ② 人の生命や身体に対する危害を防止するための措置を緊急に実施する必要がある。
- ③ 銃猟以外では的確、迅速に捕獲をすることが困難である。
- ④ 弾丸が人に到達する恐れ、人の生命等に危害を及ぼす恐れが無い。

2 銃猟行為中の捕獲者の責務

緊急銃猟では、市町村長の責任でバックストップの確認、一定範囲内の住民避難、道路等の交通規制措置などによって、銃猟が可能なエリアを確保の上、受託されている狩猟者に銃猟を実施させることになっている。

しかし、「緊急銃猟ガイドライン」には、記載されておりませんが、銃猟の受託者は、たとえ市町村長が安全であるとして設定したエリアであっても、バックストップの状況、水平撃ちの恐れ、跳弾の判断、ヒグマの移動、ヒグマの反撃などを自分で確認し、銃猟の実施に疑念を生じた場合は、狩猟者の判断で銃猟を中断、又は中止するとともに、速やかに市町村職員に伝達する必要があります。

3 人身事故等による刑法の適用

受託者の適切な判断によって発砲した弾丸が、安全が確保されているとして市町村長が設定したエリア内、又はエリア外に跳弾し、人身事故等が発生した場合は、通常想定される注意義務を怠っていない限り、刑法第8条及び第35条によって、発砲した受託者が業務上過失致死傷罪(刑法211)や器物損壊罪(刑法261)に問われることが無いものと考えられます。【環境省からの回答】【参考 ガイドラインP46・71】

4 人身事故による銃所持許可処分

跳弾等によって人身事故が発生した場合は、警察庁において全国的な立場から事案ごとに行政処分である「銃所持許可」について、取消処分などの取り扱いが検討されることとなっております。【環境省からの回答】

5 捕獲行為中の自損事故の補償

人の日常生活圏のうち、特に市街地で緊急銃猟を実施する場合は、跳弾やヒグマの反撃によって自損事故が発生する可能性が極めて高く、自損事故の補償措置は、受託(応諾)を判断する上で、重要な要因であると考えられます。

ア ハンター保険による対応

緊急銃猟による自損事故は、受託者が加入しているハンター保険の補償対象となるものと想定しておりますが、この点については現在損害保険会社に確認中です。

なお、ハンター保険の対象とならない場合は、早急に連絡いたします。

イ 大日本の狩猟事故共済普通保険

緊急銃猟による自損事故は、共済の補償対象事故とはなりません。

ウ 市町村長による任意の補償

緊急銃猟制度では、市町村長には受託者の自損事故を補償する義務はありません

が、ガイドラインでは、市町村長が受託者の自損事故について、任意で民間の保険に加入して補償することが推奨されております。【ガイドラインP27】

委託を依頼する市町村長が、次のとおり受託者の自損事故を補償することとしている場合は、補償対象の傷病、後遺症、補償金額等を確認してください。

(ア) 市町村の予算措置(補償、補填及び賠償費)によって補償することとしている。

(イ) 市町村長が、受託者の自損事故を対象とした民間保険会社の保険に加入して、補償することとしている。

6 緊急銃猟に使用する猟銃の用途

緊急銃猟の受託者は、猟銃所持許可証の用途に「有害鳥獣駆除」が記載された猟銃を使用する必要があります。

なお、緊急銃猟に使用するために、用途として新たに有害鳥獣駆除を追加する場合は、市町村長の推薦状を提出することによって所持許可証の書き換え手数料が無料となります。